

無題

トラックの緑ナンバーを付けるためには、当然ですが「一般貨物自動車運送事業」の許可を取らなければなりません。

法人（株式会社、合同会社など）でも個人事業主でも、その許可は取れますが、どちらで取るにしても「5台のトラック」「5人以上のドライバー」など、一人だけでは超えることが出来ないハードルがあります。

サラリーマンドライバーはイヤだ！トラックは持っているから自分でガンガン稼ぎたい！という人はどうすればよいのでしょうか？

白ナンバーでガンガンやっている人もいますが、それは完全な無許可営業ですし、さすがにそれが横行する時代ではありません。

そこで、自分のトラックを一般貨物自動車運送事業の許可を持っている事業者を増車してもらい、その会社名義の車検証にしてもらうというのはナンバー貸しの正体です。

”ナンバー貸し”と”名義貸し”は同じ意味です。

違法だと知っていて、なぜナンバー貸しをするのでしょうか？両方の立場から考えます。

持ち込みドライバー

白ナンバーでは受けさせてくれない仕事でも、緑ナンバーがあればガンガン仕事をして稼げる。

名義を貸す運送事業者

”なんにもトラブルがなければ”、なんもしなくても毎月数万円が入ってくる。

トラックを持ち込みこと自体は悪くありません。

では、なにが悪いのでしょうか？

大きな2つの特色があります。

その1：ドライバーが運送会社に雇用されていない⇒名義貸し！！

原則、運送事業者のドライバーはその運送事業者に雇用されていなければなりません。

※ただし、派遣社員または出向社員は大丈夫です。

その上で、“常時選任運転者”のルールをクリアしている必要があります。

<常時選任運転者の基本ルール：以下の人はNGです！！>

- ・日雇いの人
- ・二か月以内の契約社員
- ・試用期間の人（14日を超えたらOK）

ここでわかるように、従業員であることが前提になっており、そもそも外注の個人事業主を想定していません。

雇われていない人で緑ナンバーを運転できる人とは？

運送事業者の役員もしくは、個人事業主として一般貨物自動車運送事業の許可を取得した人だけが、雇われていない＝経営者であるので常時選任運転者となることができます。

その2：運賃が運送会社を通らないで直接ドライバーに支払われる⇒名義貸し！！

名義貸しの場合、運賃が運送会社に入金されず、持ち込みドライバーに直接支払われてい

無題

ることが多いでしょう。持ち込みドライバーは、保険料や燃料費、車両修繕費などの維持費を全て自分で負担します。売上からそれらを除いた残りから、ナンバーレンタル代を運送事業者に支払います。

これは完全に黒のケースであり、言い訳のしようがありません。

もし、運賃が運送会社を通過していたとしても、持ち込みドライバーへの支払が“外注費”や“庸車費”になっていたら即名義貸しです。

いずれのケースも運送事業者、持ち込みドライバーともに罰則の対象となります。

罰則について詳しくは、「ナンバー貸しの罰則」「無許可営業の罰則」をご参照ください。